

岩手県告示第798号

平成28年9月30日付け岩手県報第11618号登載保安林の指定施業要件の変更予定（平成28年岩手県告示第756号）の内容について森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

平成28年10月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定施業要件を変更する予定の森林に係る通知の要旨

- (1) 指定施業要件を変更する予定の森林の所在場所 陸前高田市横田町字舞出244、247から249まで
- (2) 所在が不明である通知の相手方 菅野タキ子、村上一夫、村上ナミエ、村上幸雄

2 通知の内容を掲示した場所 陸前高田市役所